

令和 6年度

事務事業評価表 (令和 5年度 の実績評価)

記入年月日
令和 6 年 4 月 12 日

事務事業名		精神保健事業			事業区分		担当		
		政策体系上の位置付け			新規/継続	継続	事務事業No.	010201000320	
		総合計画の施策名			単独/補助	補助	所属課	040401	
		0102 健康づくりの推進					課長名	健康推進課	
政策体系		政策名	01 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり					グループ	健康づくり
		施策名	02 健康づくりの推進					担当者名	
		手段名	01 ①健康づくりの推進						
財務会計上の位置付け					事業期間				
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計		
	01	04	01	02	01	00	予防総務事業		
法令根拠					健康増進法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律				
【Do】 1. 事務事業の現状把握 (その1)					単年度繰返し (平成18年度~)				
					← 期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入				

手段	①事務事業の概要 (事務事業の全体像)		②担当者が行う業務の内容・やり方・手順	
	<p>市民のこころの健康の保持増進やこころの病気や予防、治療についての相談、また精神障害者の社会復帰に向けての支援を行う。</p> <p>こころの健康の保持増進として、メンタルヘルスや睡眠、ストレス解消法等についての研修会や啓蒙活動を実施する。</p> <p>精神疾患、うつについての正しい知識と人ごとではない自殺問題について理解を深めたり、ゲートキーパー研修会を開催する。</p> <p>電話相談、面接相談や家庭訪問を実施し、精神障害者や家族を支援する。</p> <p>茨城県精神保健協会及び家族会への負担金を拠出し、精神障害者対策を推進する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> こころの健康づくり、研修会等の開催 企画 (講師選定、目的内容設定、予算及び日程調整)、当日の運営、実績報告及び支払い事務 相談: こころの健康相談日の設定相談実施、随時相談及び緊急訪問、退院支援 茨城県精神保健協会への負担金の拠出 精神障害者家族への負担金拠出 	

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移							
①手段 (担当者の活動内容)	④活動指標 (活動量を表す指標)	単位	04年度 (実績)	05年度 (実績)	06年度 (計画)	07年度 (目標)	08年度 (目標)
こころの健康づくりに関する研修会等の開催 こころの健康相談の実施 (定例、随時) 自殺対策キャンペーンの実施	精神訪問、相談件数	件	357.00	542.00	550.00	550.00	550.00
	講演会、研修会参加人数	人	55.00	72.00	150.00	200.00	250.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象 (誰、何を対象にしているのか)	⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標)	単位	04年度 (実績)	05年度 (実績)	06年度 (計画)	07年度 (目標)	08年度 (目標)
市民	人口	人	37,653.00	36,794.00	36,647.00	36,500.00	35,897.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図 (この事業によって対象をどう変えるのか)	⑥成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標)	単位	04年度 (実績)	05年度 (実績)	06年度 (計画)	07年度 (目標)	08年度 (目標)
メンタルヘルスの向上及びこころの健康づくりが図れる。 精神障害者が安心して生活できる。	悩み事や心配事がある時相談する人の割合	%	67.20	71.20	75.00	78.00	80.00
	自殺者数	人	12.00	9.00	7.00	5.00	3.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 投入量 (事業費) の推移		04年度 (実績)	05年度 (実績)	06年度 (計画)	07年度 (目標)	08年度 (目標)	期間限定 総投入量
投入量	事業費	国庫支出金	千円	45	62	88	
		県支出金	千円	0	0	0	
		地方債	千円	0	0	0	
		使用料・手数料	千円	0	0	0	
		その他	千円	0	0	0	
		一般財源	千円	135	152	175	
	事業費計 (A)	千円	180	214	263		
	正規職員従事人数	人	2.00人	2.00人	2.00人		

事業費の内訳	05年度事業費 実績 (千円)			06年度事業費 予算 (千円)		
	07 報償費	113		07 報償費	126	
	08 旅費	3		08 旅費	9	
	10 需用費	21		10 需用費	50	
	18 負担金補助及び交付金	77		18 負担金補助及び交付金	78	
	合計	214		合計	263	

(4) 当該年度の実施内容	06年度の事業内容	07年度の事業内容	08年度の事業内容
※年度ごとに事業内容を記入する	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康づくり、研修会等の開催 相談: こころの健康相談日の設定相談実施、随時相談及び緊急訪問、退院支援 茨城県精神保健協会への負担金の拠出 精神障害者家族への負担金拠出 	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康づくり、研修会等の開催 相談: こころの健康相談日の設定相談実施、随時相談及び緊急訪問、退院支援 茨城県精神保健協会への負担金の拠出 精神障害者家族への負担金拠出 	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康づくり、研修会等の開催 相談: こころの健康相談日の設定相談実施、随時相談及び緊急訪問、退院支援 茨城県精神保健協会への負担金の拠出 精神障害者家族への負担金拠出

事務事業名	精神保健事業	事務事業No.	10201000320	所属課	健康推進課
(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？ 平成18年の自立支援法（H25障害者総合支援法に改正）により障害者の地域生活支援事業等が利用できるようになった。近年は健康増進法に基づくこのころの健康づくりが基本方針として挙げられ、うつ病の予防及びメンタルヘルスが着目されている。また、平成18年に自殺対策基本法が成立、平成28年3月法改正において「いのちを支える自殺対策行動計画」の策定が義務づけられる。					
(6) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？ 精神障害者家族会より負担金をあけて支援して欲しいとの要望あり。コロナ禍以降、生活様式の変化により、ストレスの増大や偏見差別的助長、経済的困窮者や自殺者数が増えているので支援が必要との意見。					

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評価項目	
改革改善を行う	①政策体系との整合性（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 「健康づくりの推進」に合致する。市健康増進計画「きらり健康プラン」に基づく。
	②公共関与の妥当性（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称） <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である このころの健康保持と、医療機関受診前の相談機関であることと、うつ病等疾病予防や早期発見早期治療への支援は医療費や精神障害者対策費の抑制に有効である。
	③成果の向上余地（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？） <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある 障害者総合支援法に基づく事業移行が必要である。
	④廃止・休止の成果への影響（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？） <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 法改正がない限り、廃止・休止はできない。
有効性	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性（類似事業や統廃合の可能性はありますか？（市以外の取り組みも含む）） （他に手段がある場合）⇒ 具体的な手段、事務事業名 <input checked="" type="checkbox"/> 連携ができる 精神保健部門は健康増進計画の事業である。障害者及び家族の支援は障害者対策で対応可能。また、支援内容によっては地域支援事業所への委託が可能である。
	⑥事業費・人件費の削減余地（成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？） <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない 相談事業や研修会開催等は業務委託は可能である。自殺企図や症状悪化時など突発的な対応を要する為、長期的な関わり見回りが必要とする。
効率性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である 精神障害者及び家族を含む、全市民を対象としている為に公平である。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

(1) 1次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ②有効性 <input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地あり ③効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり		(2) 全体総括（振り返り、反省点） 平成28年3月、自殺対策基本法一部改正により「いのちを支える自殺対策行動計画」の策定が義務付けられており、令和元年度（R2.3月）第2次きらり健康プランに内包した自殺予防推進計画を策定、令和2年度（R3.3）桜川市自殺対策推進本部設置要綱を策定した。 市民への啓発事業は重要であり、また精神障害者に対する理解を促す必要がある。																						
(3) 今後の事業の方向性 <input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 改革改善を行う <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止		(4) 改革・改善による期待成果 （終了・廃止・休止の場合は記入不要） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上		○		維持			×	低下			×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上		○																					
	維持			×																				
	低下			×																				
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策 精神障害者に関する理解を深めたり、市民のこのころの健康を保持増進するため、正しい知識の普及や啓発活動に努めていく。 また、自殺対策に必要なゲートキーパーの認知度が低い現状にあり、研修会や市民講座等で周知していく必要がある。		(6) 事務事業優先度評価結果 成果優先度評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥																						

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価 課長確認後の評価 <input checked="" type="checkbox"/> B A：継続（現状維持） C：終了、廃止、休止 B：継続（改革改善を行う） D：2次評価へ提出		(2) 部長確認及び評価（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合） 確認欄 <input type="checkbox"/>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-----------------------------------------------------------------------	--